

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第1号	延岡市 北浦町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点キの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第301号 イ 基点第301号から深島南端見通し線上2,000メートルの点 ウ 基点第302号から98度4,550メートルの点 エ 基点第302号 オ 基点第303号 カ 基点第304号 キ 基点第305号</p> <p>基点第301号、基点第302号、基点第303号、基点第304号及び基点第305号の位置は次のとおり 基点第301号 大分県、宮崎県界宇戸崎陸岸 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町地先イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町地先大礁 基点第305号 延岡市北浦町地先福崎陸岸</p>	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 なまこ漁業 かめので漁業 わかめ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 北浦町	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業		—	
共第2号	延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点コ及び点サを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。</p> <p>ア 基点第305号 イ 基点第304号 ウ 基点第303号 エ 基点第302号 オ 基点第302号から98度4,550メートルの点 カ 基点第306号から135度1,000メートルの点 キ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 ク 基点第307号 ケ 基点第308号 コ 基点第309号 サ 基点第310号</p> <p>基点第302号、基点第303号、基点第304号、基点第305号、基点第306号、基点第307号、基点第308号、基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第302号 延岡市北浦町地先一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町地先イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町地先大礁 基点第305号 延岡市北浦町地先福崎陸岸 基点第306号 延岡市島浦町地先一ノ礁 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部</p>	第1種 共同漁業	あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業 おこのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業		—	

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第3号	延岡市 浦城町地先 (浦尻湾)	次の点ア及び点イを直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾。 ア 基点第309号 イ 基点第310号  基点第309号及び基点第310号の位置は次のとおり 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部	第1種 共同漁業	あさり漁業 かき漁業 ほや漁業 あおのり漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 浦城町 須美江町 熊野江町 安井町	—
			第2種 共同漁業	磯建網漁業			—
共第4号	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第308号 イ 基点第307号 ウ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点 エ 基点第311号から95度1,400メートルの点 オ 基点第312号から90度2,200メートルの点 カ 基点第312号  基点第307号、基点第308号、基点第311号及び基点第312号の位置は次のとおり 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流堤先端 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 こたまがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第5号	延岡市 緑ヶ丘地先	<p>次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第312号 イ 基点第312号から 90度2,200メートルの点 ウ 基点第313号から100度1,500メートルの点 エ 基点第313号</p> <p>基点第312号及び基点第313号の位置は次のとおり 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標鉾</p>	第1種 共同漁業	かき漁業 ばい漁業 いせえび漁業 たこ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘 土々呂町 榑津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡	—
			第2種 共同漁業	磯建網漁業 雑かこ漁業			—
共第6号	延岡市 土々呂町 榑津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点キ、ク、ケ、コ及び点サを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>ア 基点第313号 イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ウ 基点第314号から 90度 1,000メートルの点 エ 基点第315号から 90度 1,000メートルの点 オ 基点第315号 カ 基点第316号 キ 基点第317号 ク 基点第317号から 71度38分 749メートルの点 ケ 基点第318号から 58度 750メートルの点 コ 基点第318号から 90度 470メートルの点 サ 基点第318号</p> <p>基点第313号、基点第314号、基点第315号、基点第316号、基点第317号及び基点第318号の位置は次のとおり 基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標鉾 基点第314号 延岡市赤水町鞍掛鼻先端 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱</p>	第1種 共同漁業	あかがい漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 えさむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 おごりの漁業	1月1日 から 12月31日 まで	延岡市 土々呂町 榑津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かこ漁業			—

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第7号	東臼杵郡 門川町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第316号 イ 基点第315号 ウ 基点第315号から90度1,000メートルの点 エ 基点第319号から90度1,000メートルの点 オ 基点第320号から96度3,300メートルの点 カ 基点第320号 キ 基点第321号 ク 基点第322号  基点第315号、基点第316号、基点第319号、基点第320号、基点第321号及び基点第322号の位置は次のとおり 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第319号 東臼杵郡門川町地先枇榔島東端 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ燈台 基点第321号 東臼杵郡門川町地先乙島平礁南端 基点第322号 東臼杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴バエ南端	第1種 共同漁業	あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 おごりのり漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 ひじき漁業 ふさのり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	東臼杵郡 門川町	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業	—		
共第8号	東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第320号 イ 基点第320号から96度3,300メートルの点 ウ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 エ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点  基点第320号、基点第323号及び基点第324号の位置は次のとおり 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ燈台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁	第1種 共同漁業	ばい漁業	1月1日 から 12月31日 まで	東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋	—
			第2種 共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業	—		

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第9号	日向市地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び点ケを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>ア 基点第325号 イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 ウ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点 エ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 オ 基点第326号から135度1,000メートルの点 カ 基点第327号から120度1,000メートルの点 キ 基点第328号から117度 800メートルの点 ク 基点第329号から117度2,500メートルの点 ケ 基点第329号</p> <p>基点第320号、基点第323号、基点第324号、基点第325号、基点第326号、基点第327号、基点第328号及び基点第329号の位置は次のとおり 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ燈台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 基点第325号 日向市高尾山三角点頂上 基点第326号 日向市大字細島地先飛島東端 基点第327号 日向市大字財光寺地先トドロ礁 基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央</p>	<p>第1種共同漁業</p>	<p>あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 （貝殻を含む） いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 いがい漁業 かめのて漁業</p>	1月1日から12月31日まで	日向市	—
			<p>第2種共同漁業</p>				
共第10号	児湯郡都農町地先	<p>次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第329号 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第330号から117度 800メートルの点 エ 基点第330号</p> <p>基点第329号及び基点第330号の位置は次のとおり 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸</p>	<p>第1種共同漁業</p>	<p>あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業</p>	1月1日から12月31日まで	児湯郡都農町	—
			<p>第2種共同漁業</p>				

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第11号	児湯郡 川南町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第330号 イ 基点第330号から117度2,500メートルの点 ウ 基点第331号から117度2,500メートルの点 エ 基点第331号  基点第330号及び基点第331号の位置は次のとおり 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸	第1種 共同漁業	あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 てんぐさ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	児湯郡 川南町	—
			第2種 共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業			—
共第12号	児湯郡 高鍋町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第331号 イ 基点第331号から117度300メートルの点 ウ 基点第332号から117度700メートルの点 エ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上（117度）、基点第333号から300メートルの点 オ 基点第333号  基点第331号、基点第332号及び基点第333号の位置は次のとおり 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 児湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 児湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱	第1種 共同漁業	あわび漁業 かき漁業 うに漁業 なまこ漁業 てんぐさ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	児湯郡 川南町 高鍋町	—
共第13号	宮崎市 大字折生迫 青島 大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 ア 基点第334号 イ 基点第334号から90度3,300メートルの点 ウ 基点第335号から90度2,200メートルの点 エ 基点第336号から100度2,500メートルの点 オ 基点第336号  基点第334号、基点第335号及び基点第336号の位置は次のとおり 基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 なまこ漁業 かぎいばらのり漁業 きりんさい漁業	1月1日 から 12月31日 まで	宮崎市 大字折生迫 青島 大字内海	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第14号	日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第336号 イ 基点第336号から100度2,000メートルの点 ウ 基点第337号から90度2,000メートルの点 エ 基点第338号から162度1,500メートルの点 オ 基点第338号  基点第336号、基点第337号及び基点第338号の位置は次のとおり 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸 基点第337号 日南市大字宮浦日崎鼻東端 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚	第1種 共同漁業	あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業	1月1日 から 12月31日 まで	日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業		—	
共第15号	日南市 大字風田 大字平野 油津 大字下方 大堂津地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点カ、キ及び点クの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 ア 基点第338号 イ 基点第338号から162度1,500メートルの点 ウ 基点第339号から90度1,000メートルの点 エ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 オ 基点第340号 カ 基点第341号 キ 基点第342号 ク 基点第343号  基点第338号、基点第339号、基点第340号、基点第341号、基点第342号及び基点第343号の位置は次のとおり 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 基点第339号 日南市大字平野沖合地ノ松島北端 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第341号 油津港東口導灯前灯から48度1,785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1,004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分934メートルの点	第1種 共同漁業	あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 わかめ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	日南市 油津 西町 春日町 園田 材木町 岩崎 木山 瀬西 瀬貝 大字平野 大字風田 大字平山 梅ヶ浜 乙姫町 天福 大字隈谷 大字上方 大堂津	—
			第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業		—	

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件
共第16号	日南市 南郷町地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>ア 基点第340号 イ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 ウ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メートルの点 エ 基点第345号 オ 基点第346号</p> <p>基点第340号、基点第344号、基点第345号及び基点第346号の位置は次のとおり 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚</p>	<p>第1種共同漁業</p>	<p>あわび漁業 いがい漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 かめのて漁業 たこ漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 とさかのり漁業 かき漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>日南市 南郷町</p>	<p>—</p>
			<p>第2種共同漁業</p>	<p>雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業</p>		<p>—</p>	
共第17号	串間市 大字都井 大字大納 大字市木地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第346号 イ 基点第345号 ウ 基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号から1,000メートルの点 エ 基点第347号から90度500メートルの点 オ 基点第348号から100度1,000メートルの点 カ 基点第349号から90度1,200メートルの点 キ 基点第350号から135度1,200メートルの点 ク 基点第351号から180度500メートルの点 ケ 基点第352号から基点第351号見通し線上、基点第352号から1,600メートルの点 コ 基点第353号から180度1,000メートルの点 サ 基点第353号</p> <p>基点第344号、基点第345号、基点第346号、基点第347号、基点第348号、基点第349号、基点第350号、基点第351号、基点第352号及び基点第353号の位置は次のとおり 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 基点第347号 串間市大字市木地先鳥島北端 基点第348号 串間市大字市木、串間市大字大納界名谷小瀬 基点第349号 串間市大字大納字小崎立岩 基点第350号 串間市大字大納字岬大黒礁 基点第351号 串間市大字大納字岬黄金瀬 基点第352号 串間市大字都井字黒井、合六鼻先端 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標鉄</p>	<p>第1種共同漁業</p>	<p>あわび漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 はまぐり漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 あまのり漁業 きりんさい漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	<p>串間市 大字都井 大字大納 大字市木</p>	<p>—</p>
			<p>第2種共同漁業</p>	<p>雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業</p>		<p>—</p>	

別表1 海区漁場計画（共同漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	関係地区	条件	
共第18号	串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の点カ、キ、ク、ケ、コ及び点サの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。</p> <p>ア 基点第353号 イ 基点第353号から180度 1,000メートルの点 ウ 基点第354号から180度 1,000メートルの点 エ 基点第355号から216度 2,000メートルの点 オ 基点第355号 カ 基点第356号 キ 基点第357号 ク 基点第358号 ケ 基点第358号から170度30分 93メートルの点 コ 点ケ から260度23分1,012メートルの点 サ 基点第359号</p> <p>基点第353号、基点第354号、基点第355号、基点第356号、基点第357号、基点第358号及び基点第359号の位置は次のとおり 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標鉄 基点第354号 串間市大字崎田字屋方荒崎鼻先端 基点第355号 宮崎県、鹿児島県界陸岸 基点第356号 高松三角点 から100度43分3,127メートルの点 基点第357号 基点第356号から169度30分 132メートルの点 基点第358号 基点第357号から262度39分 76メートルの点 基点第359号 点コ から351度32分1,496メートルの点</p>	<p>ア 北緯31度22分55.067秒、東経131度16分39.703秒の点 イ 北緯31度22分22.596秒、東経131度16分39.607秒の点 ウ 北緯31度22分17.980秒、東経131度15分25.355秒の点 エ 北緯31度26分50.786秒、東経131度 8分53.399秒の点 オ 北緯31度27分43.273秒、東経131度 9分38.015秒の点 カ 北緯31度26分46.650秒、東経131度12分22.603秒の点 キ 北緯31度26分42.434秒、東経131度12分23.505秒の点 ク 北緯31度26分42.123秒、東経131度12分20.650秒の点 ケ 北緯31度26分39.144秒、東経131度12分21.225秒の点 コ 北緯31度26分33.713秒、東経131度11分43.423秒の点 サ 北緯31度27分21.774秒、東経131度11分35.179秒の点</p>	第1種 共同漁業	あわび漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 ばい漁業 いせえび漁業 うに漁業 たこ漁業 てんぐさ漁業 なまこ漁業	1月1日 から 12月31日 まで	串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松	—
				第2種 共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業			—

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第1号	1-1 A号	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から154度13分642メートルの点 イ 基点第102号から236度55分242メートルの点 ウ 基点第102号から345度29分112メートルの点 エ 基点第101号から130度24分819メートルの点	ア 北緯32度41分54.129秒、東経131度49分42.861秒の点 イ 北緯32度41分37.499秒、東経131度49分54.978秒の点 ウ 北緯32度41分45.262秒、東経131度50分1.757秒の点 エ 北緯32度41分55.576秒、東経131度49分56.100秒の点	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1のとおり
	1-1 B号								
	1-2号	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第101号から186度26分604メートルの点 イ 基点第102号から233度38分943メートルの点 ウ 基点第102号から231度12分281メートルの点 エ 基点第101号から164度595メートルの点	ア 北緯32度41分53.499秒、東経131度49分29.536秒の点 イ 北緯32度41分23.777秒、東経131度49分33.484秒の点 ウ 北緯32度41分36.075秒、東経131度49分54.342秒の点 エ 北緯32度41分54.357秒、東経131度49分38.439秒の点	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
区第2号	2-1号	延岡市北浦町宮野浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第102号から203度236メートルの点 イ 基点第102号から159度21分689メートルの点 ウ 基点第102号から140度1分520メートルの点 エ 基点第102号から193度26分118メートルの点	ア 北緯32度41分34.707秒、東経131度49分59.196秒の点 イ 北緯32度41分20.744秒、東経131度50分11.935秒の点 ウ 北緯32度41分28.715秒、東経131度50分15.509秒の点 エ 北緯32度41分38.016秒、東経131度50分1.715秒の点	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1のとおり
	2-2号								
			基点第102号の位置は次のとおり 基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台						

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第3号	3号	延岡市北浦町古江地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第101号から210度47分1.142メートルの点                      イ 基点第102号から246度53分1.428メートルの点                      ウ 基点第102号から240度11分1.528メートルの点                      エ 基点第102号から233度13分1.208メートルの点                      オ 基点第102号から242度44分1.072メートルの点                      カ 基点第101号から195度2分940メートルの点</p> <p>ア 北緯32度41分41.264秒、東経131度49分9.582秒の点                      イ 北緯32度41分23.868秒、東経131度49分12.216秒の点                      ウ 北緯32度41分17.407秒、東経131度49分11.682秒の点                      エ 北緯32度41分18.500秒、東経131度49分25.444秒の点                      オ 北緯32度41分26.034秒、東経131度49分26.074秒の点                      カ 北緯32度41分43.557秒、東経131度49分22.682秒の点</p> <p>基点第101号及び基点第102号の位置は次のとおり                      基点第101号 延岡市北浦町北浦港市振西防波堤標識灯跡                      基点第102号 延岡市北浦町北浦港宮野浦東防波堤灯台</p>	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1のとおり
区第4号	4-1号	延岡市北浦町古江阿蘇地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第103号から24度380メートルの点                      イ 基点第103号から87度27分145メートルの点                      ウ 基点第103号から88度49分570メートルの点                      エ 基点第103号から55度19分685メートルの点                      オ 基点第103号から30度18分447メートルの点                      カ 基点第103号から33度29分409メートルの点</p> <p>ア 北緯32度40分57.996秒、東経131度48分33.236秒の点                      イ 北緯32度40分46.976秒、東経131度48分32.762秒の点                      ウ 北緯32度40分47.006秒、東経131度48分49.080秒の点                      エ 北緯32度40分59.279秒、東経131度48分48.938秒の点                      オ 北緯32度40分59.238秒、東経131度48分35.972秒の点                      カ 北緯32度40分57.783秒、東経131度48分35.963秒の点</p> <p>基点第103号の位置は次のとおり                      基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上</p>	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市北浦町	別記1のとおり
区第4号 (続き)	4-2号	延岡市北浦町古江阿蘇地先	<p>次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ア 基点第103号から220度100メートルの点                      イ 基点第103号から220度700メートルの点                      ウ 点イから343度30分370メートルの点                      エ 点アから343度30分370メートルの点</p> <p>ア 北緯32度40分44.294秒、東経131度48分24.712秒の点                      イ 北緯32度40分29.469秒、東経131度48分9.775秒の点                      ウ 北緯32度40分41.011秒、東経131度48分5.845秒の点                      エ 北緯32度40分55.836秒、東経131度48分20.782秒の点</p> <p>基点第103号の位置は次のとおり                      基点第103号 延岡市北浦町三つ子鼻付近一ツ礁頂上</p>	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権		別記1のとおり

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第5号	5-1マ号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第104号 イ 基点第104号から330度300メートルの点 ウ 基点第105号から0度300メートルの点 エ 基点第105号  基点第104号及び基点第105号の位置は次のとおり 基点第104号 延岡市島浦町上の鼻西端 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端	第1種区画漁業	くろまぐる小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市島浦町	別記3のとおり
	5-1A号			第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）				別記1のとおり
	5-2マ号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第105号 イ 基点第105号から0度266メートルの点 ウ 基点第106号から0度401メートルの点 エ 基点第107号から0度599メートルの点 オ 基点第107号 カ 基点第106号  基点第105号、106号及び基点第107号の位置は次のとおり 基点第105号 延岡市島浦町高松の鼻西端 基点第106号 延岡市島浦町焼尾の北端 基点第107号 延岡市島浦町野坂水道尻岩	第1種区画漁業	くろまぐる小割式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記4のとおり
5-2A号	第1種区画漁業			魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	別記1のとおり				
5-3号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ア 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 イ 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 ウ 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 エ 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端  基点第108号、基点第109号、基点第110号及び基点第111号の位置は次のとおり 基点第108号 延岡市島浦町焼尾の東端 基点第109号 延岡市島浦町小島の北端 基点第110号 延岡市島浦町小島の南端 基点第111号 延岡市島浦町須佐白の鼻北端	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市島浦町	別記1のとおり	

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第5号 (続き)	5-4マ号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第112号から323度24分664メートルの点 イ 基点第112号から247度36分835メートルの点 ウ 基点第112号から230度36分690メートルの点 エ 基点第112号から338度24分398メートルの点  基点第112号の位置は次のとおり 基点第112号 延岡市島浦町島野浦港墓ヶ谷外防波堤外端灯台	第1種区画漁業	くろまぐる小割式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記5のとおり
	5-4A号			第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）				別記1のとおり
区第6号	6-1A号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から11度16分169メートルの点 イ 基点第113号から12度53分262メートルの点 ウ 基点第113号から334度1分351メートルの点 エ 基点第113号から317度9分257メートルの点 オ 基点第113号から341度52分159メートルの点  基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市島浦町	別記1のとおり
	6-1B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業				別記2のとおり
6-2号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から330度39分319メートルの点 イ 基点第113号から326度25分401メートルの点 ウ 基点第113号から319度59分461メートルの点 エ 基点第113号から305度58分389メートルの点 オ 基点第113号から317度9分257メートルの点  基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり	
6-3号	延岡市島浦町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から326度25分89メートルの点 イ 基点第113号から301度28分218メートルの点 ウ 基点第113号から230度45分301メートルの点 エ 基点第113号から197度32分156メートルの点  基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治漁港防波堤先端の西側角	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり	

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	
区第6号 (続き)	6-4号	延岡市島浦町地先	次のア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第113号から300度54分225メートルの点 イ 基点第113号から295度14分365メートルの点 ウ 基点第113号から245度39分423メートルの点 エ 基点第113号から231度 5分304メートルの点  基点第113号の位置は次のとおり 基点第113号 延岡市島浦町宇治港防波堤先端の西側角	ア 北緯32度39分40.052秒、東経131度48分30.384秒の点 イ 北緯32度39分41.386秒、東経131度48分25.134秒の点 ウ 北緯32度39分30.687秒、東経131度48分22.919秒の点 エ 北緯32度39分30.112秒、東経131度48分28.626秒の点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市島浦町	別記1のとおり
区第7号	7-1号	延岡市熊野江町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第114号から278度30分147メートルの点 イ 基点第114号から222度30分215メートルの点 ウ 基点第114号から252度 525メートルの点 エ 基点第114号から303度30分608メートルの点 オ 基点第114号から318度30分452メートルの点  基点第114号の位置は次のとおり 基点第114号 延岡市熊野江町ヨコバエ先端	ア 北緯32度40分 1.413秒、東経131度46分59.888秒の点 イ 北緯32度39分55.562秒、東経131度46分59.842秒の点 ウ 北緯32度39分55.526秒、東経131度46分46.253秒の点 エ 北緯32度40分11.688秒、東経131度46分46.098秒の点 オ 北緯32度40分11.734秒、東経131度46分54.062秒の点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市浦城町 安井町 須美江町 熊野江町	別記1のとおり
	7-2 A号	延岡市須美江町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第115号から281度280メートルの点 イ 基点第116号から 4度300メートルの点 ウ 基点第116号から 29度200メートルの点 エ 基点第116号から 29度 50メートルの点 オ 基点第117号 カ 基点第117号から 29度130メートルの点 キ 基点第115号から245度220メートルの点	ア 北緯32度39分30.935秒、東経131度45分53.909秒の点 イ 北緯32度39分24.690秒、東経131度45分49.703秒の点 ウ 北緯32度39分20.636秒、東経131度45分52.586秒の点 エ 北緯32度39分16.394秒、東経131度45分49.760秒の点 オ 北緯32度39分10.045秒、東経131度46分 8.293秒の点 カ 北緯32度39分13.721秒、東経131度46分10.743秒の点 キ 北緯32度39分26.164秒、東経131度45分56.765秒の点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	7-2 B号		基点第115号、基点第116号及び基点第117号の位置は次のとおり 基点第115号 延岡市須美江町須美江港南防波堤先端 基点第116号 延岡市須美江町アカズレ 基点第117号 延岡市須美江町ナガバエ鼻		第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	7-3号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第118号から 8度49分206.2メートルの点 イ 基点第118号から17度 8分502.5メートルの点 ウ 基点第118号から44度39分538.5メートルの点 エ 基点第118号から67度51分282.8メートルの点  基点第118号の位置は次のとおり 基点第118号 延岡市浦城町七ツ島東端	ア 北緯32度38分53.851秒、東経131度46分 8.173秒の点 イ 北緯32度39分 2.798秒、東経131度46分12.718秒の点 ウ 北緯32度38分59.591秒、東経131度46分21.532秒の点 エ 北緯32度38分50.644秒、東経131度46分16.984秒の点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第7号 (続き)	7-4号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第119号から 0度 185メートルの点 イ 基点第119号から 76度53分132メートルの点 ウ 基点第119号から 56度25分549メートルの点 エ 基点第119号から 35度34分560メートルの点  基点第119号の位置は次のとおり 基点第119号 延岡市浦城町ひら礁北端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市浦城町安井町須美江町熊野江町	別記1のとおり
	7-5号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 66度52分 707.1メートルの点 イ 基点第120号から 69度48分1,104.5メートルの点 ウ 基点第120号から 99度27分1,208.3メートルの点 エ 基点第120号から110度33分 860.2メートルの点  基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	7-6号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第120号から 19度17分 266.2メートルの点 イ 基点第120号から 57度33分 733.7メートルの点 ウ 基点第120号から128度54分1,188.1メートルの点 エ 基点第120号から156度 7分 971.6メートルの点  基点第120号の位置は次のとおり 基点第120号 延岡市浦城町立礁東端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	7-7号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第121号から58度 525メートルの点 イ 基点第121号から63度30分520メートルの点 ウ 基点第121号から52度 125メートルの点 エ 基点第121号から32度30分145メートルの点  基点第121号の位置は次のとおり 基点第121号 延岡市浦城町南浦港浦城防波堤灯台	第1種区画漁業	貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市浦城町安井町須美江町熊野江町	別記2のとおり

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第8号	8-1 A号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第125号 イ 基点第125号から202度30分16メートルの点 ウ 基点第123号から200度 73メートルの点 エ 基点第123号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市浦城町安井町須美江町熊野江町	別記1のとおり
	8-1 B号		基点第123号及び基点第125号の位置は次のとおり 基点第123号 延岡市浦城町田村屋敷西の鼻に設置した標柱 基点第125号 延岡市浦城町笠の鼻南端	第1種区画漁業	貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	8-2 A号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ及び点ウを順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第126号 イ 基点第127号から0度100メートルの点 ウ 基点第127号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	8-2 B号		基点第126号及び基点第127号の位置は次のとおり 基点第126号 延岡市浦城町浦尻第4号護岸起点 基点第127号 延岡市浦城町船カクシ東端	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
8-3 A号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点オの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第128号 イ 基点第128号から 0度 70メートルの点 ウ 基点第128号から320度115メートルの点 エ 基点第129号から283度 65メートルの点 オ 基点第129号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市浦城町安井町須美江町熊野江町	別記1のとおり	
	8-3 B号		基点第128号及び基点第129号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端 基点第129号 延岡市浦城町オオヤの鼻南端	第1種区画漁業	貝類・ほや垂下式養殖業			1月1日から12月31日まで	別記2のとおり
8-4号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第131号 イ 基点第131号から102度 45メートルの点 ウ 基点第130号から102度135メートルの点 エ 基点第130号	第1種区画漁業	貝類・ほや垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市浦城町安井町須美江町熊野江町	別記2のとおり	

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第9号	9号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第128号 イ 基点第128号から0度 50メートルの点 ウ 基点第127号から0度100メートルの点 エ 基点第127号  基点第128号の位置は次のとおり 基点第128号 延岡市浦城町オオヤの鼻北端	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	個別漁業権	—	別記2のとおり
区第10号	10-1 A号	延岡市土々呂町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第132号から304度 50メートルの点 イ 基点第132号から 15度480メートルの点 ウ 基点第132号から329度390メートルの点 エ 基点第132号から292度200メートルの点  基点第132号の位置は次のとおり 基点第132号 延岡市土々呂町土々呂港防波堤灯台	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯛名町 赤水町	別記1のとおり
	10-1 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
区第11号	11-1 A号	延岡市鯛名町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第133号から 7度130メートルの点 イ 基点第133号から46度266メートルの点 ウ 基点第135号から20度 40メートルの点 エ 基点第134号から95度 65メートルの点  基点第133号、基点第134号及び基点第135号の位置は次のとおり 基点第133号 延岡市鯛名町和田鼻東端 基点第134号 延岡市鯛名町サカキケ浜東端 基点第135号 延岡市鯛名町エビス鼻北端	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯛名町 赤水町	別記1のとおり
	11-1 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	
区第12号	12-1 A号	延岡市 鯛名町 地先	次の点ア、イ、ウ及び点エの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 ア 基点第136号 イ 基点第136号から91度86メートルの点 ウ 基点第137号から91度62メートルの点 エ 基点第137号	ア 北緯32度30分38.343秒、東経131度41分56.492秒の点 イ 北緯32度30分38.276秒、東経131度41分59.786秒の点 ウ 北緯32度30分28.152秒、東経131度41分59.935秒の点 エ 北緯32度30分28.200秒、東経131度41分57.561秒の点	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐる小 割式養殖業 を除く）	1月1日 から 12月31日 まで	団体漁業権	延岡市 土々呂町 松原町 妙見町 櫛津町 石田町 伊形町 上伊形町 下伊形町 旭ヶ丘 新浜町 北一ヶ岡 南一ヶ岡 鯛名町 赤水町	別記1の とおり
	12-1 B号		基点第136号及び基点第137号の位置は次のとおり 基点第136号 延岡市鯛名町698番地稻荷鼻東端に設置した標 基点第137号 延岡市鯛名町698番地下鼻東端に設置した標		第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで			別記2の とおり
	12-2 A号	延岡市 赤水町 地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第138号から253度 25メートルの点 イ 基点第138号から 40度 27メートルの点 ウ 基点第138号から344度159メートルの点 エ 基点第138号から307度207メートルの点 オ 基点第139号から248度 33メートルの点 カ 基点第139号から270度 18メートルの点	ア 北緯32度30分44.751秒、東経131度41分56.924秒の点 イ 北緯32度30分45.651秒、東経131度41分58.512秒の点 ウ 北緯32度30分49.954秒、東経131度41分56.201秒の点 エ 北緯32度30分49.063秒、東経131度41分51.539秒の点 オ 北緯32度30分39.961秒、東経131度42分 0.676秒の点 カ 北緯32度30分40.359秒、東経131度42分 1.162秒の点	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業（く ろまぐる小 割式養殖業 を除く）	1月1日 から 12月31日 まで			別記1の とおり
	12-2 B号		基点第138号及び基点第139号の位置は次のとおり 基点第138号 延岡市赤水町526番に設置した標 基点第139号 延岡市赤水町567番地赤水神社前に設置した標		第1種 区画漁業	貝類垂下式 養殖業	1月1日 から 12月31日 まで			別記2の とおり

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	
区第13号	13-1号	東臼杵郡門川町大字庵川地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第142号から142度100メートルの点 イ 基点第142号から 78度330メートルの点 ウ 基点第142号から111度580メートルの点 エ 基点第142号から142度450メートルの点  基点第142号の位置は次のとおり 基点第142号 東臼杵郡門川町門川漁港浅海防波堤西灯台	ア 北緯32度28分13.138秒、東経131度40分33.478秒の点 イ 北緯32度28分17.870秒、東経131度40分43.517秒の点 ウ 北緯32度28分 8.850秒、東経131度40分51.825秒の点 エ 北緯32度28分 4.140秒、東経131度40分41.663秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	東臼杵郡門川町	別記2のとおり
	13-2A号	東臼杵郡門川町大字庵川地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から70度30分1,125メートルの点 イ 点アから 10度30分571メートルの点 ウ 点アから 43度30分656メートルの点 エ 点アから 80度30分363メートルの点 オ 点アから105度 479メートルの点 カ 点アから139度 346メートルの点  基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	ア 北緯32度28分27.777秒、東経131度40分20.534秒の点 イ 北緯32度28分45.983秒、東経131度40分24.655秒の点 ウ 北緯32度28分43.132秒、東経131度40分37.943秒の点 エ 北緯32度28分29.649秒、東経131度40分34.260秒の点 オ 北緯32度28分23.658秒、東経131度40分38.223秒の点 カ 北緯32度28分19.253秒、東経131度40分29.164秒の点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	13-2B号				第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
区第13号	13-3A号	東臼杵郡門川町加草地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から29度30分 865メートルの点 イ 基点第143号から 7度12分 953メートルの点 ウ 基点第143号から 9度 1,100メートルの点 エ 基点第143号から25度 1,130メートルの点  基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯	ア 北緯32度28分40.156秒、東経131度39分56.323秒の点 イ 北緯32度28分46.471秒、東経131度39分44.630秒の点 ウ 北緯32度28分51.037秒、東経131度39分46.679秒の点 エ 北緯32度28分48.952秒、東経131度39分58.365秒の点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記1のとおり
	13-3B号				第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第13号 (続き)	13-4 A号	東臼杵郡門川町加草地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から 43度30分450メートルの点 イ 基点第143号から357度 550メートルの点 ウ 基点第143号から 4度 5分776メートルの点 エ 基点第143号から 40度50分678メートルの点	ア 北緯32度28分26.335秒、東経131度39分51.771秒の点 イ 北緯32度28分33.638秒、東経131度39分38.859秒の点 ウ 北緯32度28分40.918秒、東経131度39分42.131秒の点 エ 北緯32度28分32.365秒、東経131度39分56.931秒の点	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	東臼杵郡門川町	別記1のとおり
	13-4 B号								基点第143号の位置は次のとおり 基点第143号 東臼杵郡門川町門川漁港東防波堤標識灯
区第14号	14-1号	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第143号から90度 400メートルの点 イ 基点第143号から94度30分800メートルの点 ウ 点イから42度230メートルの点 エ 点アから42度230メートルの点	ア 北緯32度28分15.720秒、東経131度39分55.150秒の点 イ 北緯32度28分13.602秒、東経131度40分10.359秒の点 ウ 北緯32度28分19.119秒、東経131度40分16.293秒の点 エ 北緯32度28分21.238秒、東経131度40分 1.084秒の点	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	東臼杵郡門川町	別記1のとおり
	14-2 A号	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第144号から149度 220メートルの点 イ 基点第144号から 76度 350メートルの点 ウ 基点第144号から 97度10分510メートルの点 エ 基点第144号から131度42分500メートルの点	ア 北緯32度28分 6.400秒、東経131度39分45.389秒の点 イ 北緯32度28分15.225秒、東経131度39分54.121秒の点 ウ 北緯32度28分10.377秒、東経131度40分 0.458秒の点 エ 北緯32度28分 1.672秒、東経131度39分55.312秒の点	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	東臼杵郡門川町	別記1のとおり
	14-2 B号								基点第144号の位置は次のとおり 基点第144号 東臼杵郡門川町門川港南防波堤灯台

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第15号	15-1 A号	日向市大字日知屋字畑浦地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点カの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア 基点第145号 イ 基点第145号から185度 40メートルの点 ウ 基点第146号から185度 118メートルの点 エ 基点第147号から201度37分 27メートルの点 オ 基点第148号から185度 60メートルの点 カ 基点第148号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐろ小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	日向市大字細島大字日知屋	別記1のとおり
	15-1 B号		基点第145号、146号、147号及び148号の位置は次のとおり 基点第145号 日向市大字日知屋字畑浦ハゲシタに設置した標柱 基点第146号 日向市大字日知屋字畑浦小水浦に設置した標柱 基点第147号 日向市大字日知屋字畑浦ウノへに設置した標柱 基点第148号 日向市大字日知屋字畑浦鼻モトに設置した標柱	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
区第16号	16号	宮崎市大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度45分23.900秒、東経131度28分33.600秒の点 イ 北緯31度45分24.000秒、東経131度28分34.900秒の点 ウ 北緯31度45分21.900秒、東経131度28分36.400秒の点 エ 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分37.000秒の点 オ 北緯31度45分17.000秒、東経131度28分37.000秒の点 カ 北緯31度45分17.000秒、東経131度28分35.000秒の点 キ 北緯31度45分20.000秒、東経131度28分36.000秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	宮崎市大字内海	別記2のとおり
区第17号	17号	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分24.100秒、東経131度23分21.600秒の点 イ 北緯31度32分24.100秒、東経131度23分22.700秒の点 ウ 北緯31度32分22.100秒、東経131度23分21.900秒の点 エ 北緯31度32分22.700秒、東経131度23分20.900秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	日南市南郷町	別記2のとおり

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第18号	18-1号	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分36.700秒、東経131度23分15.900秒の点 イ 北緯31度32分37.000秒、東経131度23分15.000秒の点 ウ 北緯31度32分38.400秒、東経131度23分15.400秒の点 エ 北緯31度32分38.200秒、東経131度23分16.300秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	日南市南郷町	別記2のとおり
	18-2号	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分29.900秒、東経131度23分22.900秒の点 イ 北緯31度32分27.100秒、東経131度23分22.600秒の点 ウ 北緯31度32分23.100秒、東経131度23分20.000秒の点 エ 北緯31度32分23.700秒、東経131度23分19.200秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	18-3号	日南市南郷町中村乙地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度32分23.700秒、東経131度23分32.100秒の点 イ 北緯31度32分23.200秒、東経131度23分32.800秒の点 ウ 北緯31度32分19.600秒、東経131度23分29.900秒の点 エ 北緯31度32分20.100秒、東経131度23分29.200秒の点	第1種区画漁業	藻類養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
区第19号	19-1A号	日南市南郷町潟上地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分43.900秒、東経131度22分41.500秒の点 イ 北緯31度30分41.300秒、東経131度22分42.500秒の点 ウ 北緯31度30分37.100秒、東経131度22分37.200秒の点 エ 北緯31度30分39.600秒、東経131度22分35.400秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	日南市南郷町潟上南郷町鬻波	別記2のとおり
	19-1B号		藻類養殖業		1月1日から12月31日まで	別記2のとおり			
	19-2A号	日南市南郷町潟上地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度30分32.400秒、東経131度22分41.060秒の点 イ 北緯31度30分23.420秒、東経131度22分53.970秒の点 ウ 北緯31度30分16.370秒、東経131度22分52.810秒の点 エ 北緯31度30分18.100秒、東経131度22分45.700秒の点 オ 北緯31度30分25.430秒、東経131度22分32.530秒の点	第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	別記2のとおり		
	19-2B号		藻類養殖業		1月1日から12月31日まで	別記2のとおり			

別表1 海区漁場計画（区画漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	管理番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件
区第20号	20-1 A号	串間市大字南方ビンダレ島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第149号から147度22分1.146メートルの点 イ 基点第149号から176度17分1.532メートルの点 ウ 基点第149号から190度29分1.245メートルの点 エ 基点第149号から199度 3分1.356メートルの点 オ 基点第149号から215度 9分1.229メートルの点 カ 基点第149号から203度13分 345メートルの点 基点第149号の位置は次のとおり 基点第149号 串間市大字南方金谷に設置した標柱	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	団体漁業権	串間市大字西方大字南方大字本城大字崎田大字高松大字北方西浜東町	別記1のとおり
	20-1 B号			第1種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	20-2号	串間市大字南方ビンダレ島沖合	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第150号から272度 7分2.540メートルの点 イ 基点第150号から255度 7分3.494メートルの点 ウ 基点第150号から234度29分2.937メートルの点 エ 基点第150号から242度38分1.999メートルの点 オ 基点第150号から250度30分2.115メートルの点 カ 基点第150号から255度 7分1.912メートルの点 基点第150号の位置は次のとおり 基点第150号 串間市大字崎田防波堤に設置した標柱	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり
	20-3号	串間市大字南方ビンダレ島沖合	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯31度25分46.300秒、東経131度11分57.200秒の点 イ 北緯31度25分21.400秒、東経131度12分33.200秒の点 ウ 北緯31度24分44.400秒、東経131度11分56.700秒の点 エ 北緯31度25分07.800秒、東経131度11分22.000秒の点	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業（くろまぐる小割式養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで			別記2のとおり

別記1（管理番号1－1A号外に係る条件）

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。

別記2（管理番号1－1B号外に係る条件）

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
- 2 設定区域には、識別可能な電灯その他照明等による標識を設置し、維持管理しなければならない。

別記3（管理番号5－1マ号に係る条件）

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。  
ただし、生け簀の総面積が900平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：方形 規格：15メートル×15メートル 台数：4台
- 3 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。

別記4（管理番号5－2マ号に係る条件）

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。  
ただし、生け簀の総面積が4,500平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：方形 規格：30メートル×30メートル、15メートル×15メートル 台数：30メートル角4台、15メートル角4台
- 3 当該漁業権に係る漁場の区画において移送も含めた天然種苗の活込みを行ってはならない。

別記5（管理番号5－4マ号に係る条件）

- 1 常に海洋環境の保全に配慮し、漁場区域内を効率的に利用しなければならない。
- 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。  
ただし、生け簀の総面積が4,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。  
形状：方形 規格：30メートル×40メートル 台数：4台

別表1 海区漁場計画（定置漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	条件
定第1号	延岡市北浦町古江字瀬平地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第1号から 34度59分 229メートルの点 イ 基点第1号から 91度48分1,117メートルの点 ウ 基点第1号から139度 2分 963メートルの点 エ 基点第1号から 56度10分 158メートルの点  基点第1号の位置は次のとおり 基点第1号 延岡市北浦町古江字瀬平芋の子礁に設置した標鉾	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	—
定第2号	延岡市島浦町鼻熊地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第3号 イ 基点第3号から 35度 320メートルの点 ウ 基点第3号から100度1,000メートルの点 エ 基点第3号から160度1,000メートルの点 オ 基点第3号から170度 630メートルの点  基点第3号の位置は次のとおり 基点第3号 延岡市島浦町鼻熊裸石に設置した標柱	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	—
定第3号	延岡市島浦町観音崎地先	次の点ア、イ、ウ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第4号 イ 基点第4号から180度700メートルの点 ウ 基点第4号から230度700メートルの点  基点第4号の位置は次のとおり 基点第4号 延岡市島浦町観音崎に設置した標鉾	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	—
定第4号	延岡市浦城町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第5号から56度30分 605メートルの点 イ 基点第5号から70度 1,095メートルの点 ウ 基点第5号から87度 1,085メートルの点 エ 基点第5号から75度 510メートルの点  基点第5号の位置は次のとおり 基点第5号 延岡市浦城町ひら礁北端	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	—

別表1 海区漁場計画（定置漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	条件
定第5号	延岡市安井町地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第6号 イ 基点第6号から315度 300メートルの点 ウ 基点第6号から 18度30分671メートルの点 エ 基点第6号から105度の見通し線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点 オ 基点第6号から140度の見通し線と、島毛と一ノ礁とを直線で結んだ線との交点  基点第6号の位置は次のとおり 基点第6号 延岡市安井町難礁に設置した標鋸	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	—
定第6号	延岡市赤水町地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第7号 イ 基点第7号から317度300メートルの点 ウ 基点第7号から 20度800メートルの点 エ 基点第7号から 70度800メートルの点  基点第7号の位置は次のとおり 基点第7号 延岡市赤水町名水荒神礁北端	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	—
定第7号	日向市大字細島飛島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 ア 基点第8号から330度 50メートルの点 イ 基点第8号から 10度600メートルの点 ウ 基点第8号から 60度600メートルの点 エ 基点第8号から 75度150メートルの点  基点第8号の位置は次のとおり 基点第8号 日向市大字細島ナガ礁ウノハエ	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から12月31日まで	—

別表1 海区漁場計画（定置漁業権）

注：方位は真方位、緯度経度は世界測地系で表記している。

公示番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	条件
定第8号	宮崎市大字内海地先	次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 旧基点第8号から 70度 490メートルの点 イ 旧基点第8号から 84度1,665メートルの点 ウ 旧基点第8号から112度1,795メートルの点 エ 旧基点第8号から104度 475メートルの点  旧基点第8号の位置は、次のとおり 旧基点第8号 宮崎市大字内海 674番地防波堤南第2昇降口に設置した標 鋳	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	1月1日から 12月31日 まで	—
定第9号	日南市南郷町大字中村乙字大島地先	次の点ア、イ、ウ、エ、オ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第9号 イ 基点第9号から 11度150メートルの点 ウ 点イから 60度650メートルの点 エ 点オから 120度650メートルの点 オ 基点第9号から170度150メートルの点  基点第9号の位置は次のとおり 基点第9号 日南市南郷町大字中村乙字大島大瀬礁	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年 7月31日 まで	—
定第10号	串間市大字市木築島地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第10号から 0度 30メートルの点 イ 基点第10号から 60度800メートルの点 ウ 基点第10号から130度800メートルの点 エ 基点第10号から180度 30メートルの点  基点第10号の位置は次のとおり 基点第10号 串間市大字市木築島オリ口の沖の瀬（通称ジュウシン）	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年 7月31日 まで	—
定第11号	串間市大字大納野々杵地先	次の点ア、イ、ウ、エ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 ア 基点第11号 イ 基点第11号から30度 200メートルの点 ウ 点イから 40度1,000メートルの点 エ 基点第11号から90度1,000メートルの点  基点第11号の位置は次のとおり 基点第11号 串間市大字大納野々杵八幡ブリ岩	定置漁業	ぶり雑魚定置漁業	10月1日から翌年 7月31日 まで	—